

平成 29 年 7 月 25 日

保健所設置市薬務主管課 御中

神奈川県保健福祉局生活衛生部薬務課

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（平成 29 年度用）

このことについて、平成 29 年 6 月 30 日付けで厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課 医薬品副作用被害対策室から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

なお、当該教材については、厚生労働省ホームページに掲載されています。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>)

問合せ先

薬事指導グループ 太田

電話 045-210-1111 内線 4970

045-210-4967（直通）

事 務 連 絡

平成29年6月30日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（平成29年度用）

医薬品行政の推進につきまして、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

標記教材については、別添のとおり、各教育委員会及び全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）に教材を配布していますので、御連絡いたします。

また、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材及び教員用の指導の手引きを新たに作成し本教材と併せて配布していますので、御連絡いたします。

つきましては、本教材が有効に活用されるよう、各教育委員会や各中学校等の教育機関に対して積極的に働きかけを行っていただく等特段の御配慮をお願いいたします。

また、授業実施方法等について、各中学校より相談があった場合には、地域の薬剤師会や被害者団体等の関係団体と意見交換しながら、効果的な授業実施方法について助言いただくなど御協力をお願いいたします。

（注）平成23年度及び平成24年度においては、「薬害って何だろう？」という名称で配布していますが、平成25年度から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、従前のものから変更はありません。



担 当
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室
室長補佐 川瀬
電話 03-5253-1111（内線 4230）
（夜間 03-3595-2400）
FAX 03-3501-2052

平成29年6月30日

各中学校 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室

薬害教育教材「薬害を学ぼう」の配布について（平成29年度用）

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学3年生を対象として薬害を学ぶための教材を作成し、平成23年4月から全国の中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に配布しております。

平成29年3月6日付け事務連絡（別添1）において事前のお知らせを差し上げましたとおり、本年度も昨年度同様、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材として、主に社会科（公民的分野）において御活用いただくことを想定して、教材を作成しましたので、全国の中学校宛てに送付いたします。

また、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材、教員用の指導の手引き及び新たに作成した指導の手引きの簡略版につきましても、本教材と併せて送付いたします。

つきましては、本趣旨を御了知の上、平成29年度の中学3年生を対象に、薬害に関する教育の一助として御活用いただきますようお願いいたします。

（視聴覚教材や指導の手引きの他、参考資料や活用事例等を厚生労働省ホームページに掲載（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>）していますので、併せて御参照ください。）

また、今後の教材作成の参考とするため、この教材の活用方法等についてアンケート用紙（別添2）に記載の上、平成29年9月29日までにFAXにて御回答くださいますよう、御協力よろしくお願いいたします。

最後に、当室ではモデル授業の実施にご協力いただける学校を募集しています。詳細は別添3に記載していますので、是非担当者までご連絡をお願いいたします。

（注1）教材の配布部数については、生徒数に若干加えた数としていますが、不足が生じた場合には、発送先及び必要部数を明記した上で、下記担当宛てFAXにより御連絡いただきますようお願いいたします。

（注2）平成23年度及び平成24年度においては、「薬害って何だろう？」という名称で配布していますが、平成25年度から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、従前のものから変更はありません。

担当
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室
室長補佐 川瀬
電話 03-5253-1111（内線 4230）
（夜間 03-3595-2400）
FAX 03-3501-2052

事務連絡

平成 29 年 3 月 6 日

各中学校 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室

平成 29 年度用薬害教育教材「薬害を学ぼう」の事前配布等について

医薬品への理解を深める取組の推進につきまして、日頃から特段の御配慮をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学 3 年生を対象として薬害を学ぶための教材「薬害を学ぼう」を作成し、平成 23 年 4 月から全国の中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）に配布しております。

来年度も今年度同様、薬害についての理解を深め、薬害が起こらない社会の仕組みを考えるための教材として、主に社会科（公民的分野）において御活用いただくことを想定し、平成 29 年 6 月頃に全国の中学校宛てに中学校 3 年生の人数分のこの教材を送付する予定です。また、このたび「教員用の指導の手引き（簡略版）」（仮称）を新たに作成し、あわせて送付する予定であることをお知らせいたします。

別添のとおり、6 月に送付予定の「教材」見本、「指導の手引き」、「薬害教育教材の活用について」を各一部お送りいたします。

また、視聴覚教材や指導の手引きの他、参考資料や活用事例等を厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>) に掲載しておりますので、平成 29 年度（来年度）の中学 3 年生の年間指導計画等を策定する際の御参考としていただき、教材の活用について積極的に御検討頂きますようお願いいたします。

（注）平成 23 年度及び平成 24 年度においては、「薬害って何だろう？」という名称で配布していますが、平成 25 年度から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、従前のものから変更はありません。

担 当
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医薬品副作用被害対策室
室長補佐 山本
電話 03-5253-1111（内線 2717）
（夜間 03-3595-2400）
FAX 03-3501-2052

あて先：厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室 行き

各中学校 ご担当者 様

《 薬害教育テキスト「薬害を学ぼう」に関するアンケート 》

- 平成29年度(中学3年生)用のテキスト「薬害を学ぼう」について、以下の質問にお答えください。(該当する番号に○をつけ、空欄には自由にご記入ください。)アンケート結果は、今後の教材作成に役立てるため、9月29日(金)までにFAXでご回答いただきますようご協力お願いします。

1 使用状況・予定

- ① 授業等で使用した(又は使用予定) ② 授業以外で、配布のみ行った(又は配布予定)
③ 使用・配布の予定はない

1-1 「①授業等で使用した」場合は、どの教科等で使用したかご記入下さい。

(※ ②保健体育科で使用する場合は、本教材が取り扱っている薬害問題は、薬物乱用防止とは全く異なる問題であることにご留意下さい。)

- ① 社会科 ② 保健体育科 ③ 総合的な学習の時間 ④ その他()

上記で記入した教科等の中において、どのような内容に関連して使用したかご記入ください。

- ①消費者の保護 ②人権 ③公害 ④医薬品の適正使用
⑤エイズ・感染症の予防 ⑥薬物乱用 ⑦その他()

2 教材の発送時期について

- ①ちょうどよい ②早すぎる ③遅すぎる

上記において、「②早すぎる」又は「③遅すぎる」場合は、その理由をご記入ください。併せて、発送の時期として適切と考えられる時期をご記入下さい。

3 指導の手引きについて

- ① 内容が適切 ② 内容が難解 ③内容が易しすぎる
④ 使っていない ⑤ その他

上記において、「②内容が難解」、「③内容が易しすぎる」、「④使っていない」、「⑤その他」を選択された場合、改善点等をご記入ください。

4 視聴覚教材について

① 授業等で使用した(又は使用予定) ② 使用の予定はない

上記において、「①授業等で使用した(又は使用予定)」を選択された場合、どのように使用されたか、視聴覚教材を使用した感想、改善点等をご記入ください。

5 その他このテキストや同封した指導の手引きについて、ご感想・ご意見がありましたら、ご記入ください。(授業での活用方法や活用において工夫した点、また活用に当たって問題となった点などご自由にご記入ください。)

_____ 都道府県 _____ 立 _____ 中学校

ご担当者名 _____ 電話番号 _____

ご協力よろしくお願いします。

問い合わせ先：医薬品副作用被害対策室 管理係 (TEL 03-3595-2400)

薬害教育モデル授業を実施いただける学校を募集しています！

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室では、薬害教育教材「薬害を学ぼう」や、指導の手引き等を作成・配布し、生徒が薬害について学ぶ機会の拡大に取り組んでいます。

今年度、薬害教育のさらなる普及に向けてモデル授業を新たに実施したいと考えています。ご協力いただける場合、次のような支援を当室で行うことが可能です。

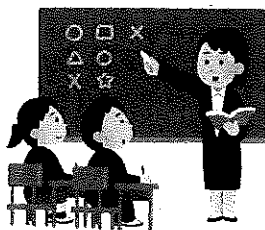
モデル授業実施を検討いただける場合は、是非下記担当までご連絡ください。今年度の授業実施が難しい場合でも、来年度の授業実施に向けた授業計画の策定等についてもご相談いただくと幸いです。

授業実施、授業計画策定に向けた支援

- ・授業実施や授業計画策定に当たり、教材の内容にご不明点等がある場合、当室職員が回答いたします。当室職員が直接学校に伺って事前打合せをさせていただくことも可能です。
- ・ご希望の場合、薬害被害者の方に実際に授業等でお話しいただく機会が持てるよう、当室が関係団体と調整いたします。

お願いしたいこと

- ・モデル授業の当日は当室職員（1名）の見学をお認めください。
 - ・授業を受けた生徒の皆さん及び授業を実施した先生に、当室で作成するアンケートにご回答いただくようお願いいたします。
- ※授業の様子やアンケート集計結果、先生の感想、授業計画については、後日当室が実施する検討会で公表させていただきます。公表は個人が特定されないよう配慮して行います。



担当

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課医薬品副作用被害対策室
室長補佐 川瀬
電話番号 03-3595-2400
FAX 03-3501-2052
e-mail fukutai01@mhlw.go.jp

教員の皆様へ

薬害教育教材の活用について【平成 29 年度】

厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学3年生を対象とした薬害を学ぶためのテキスト「薬害を学ぼう(注)」を作成し、平成23年4月より、全国の中学校に配布しています。

(注)平成23年度及び平成24年度においては、「薬害って何だろう?」という名称で配布していますが、平成25年度から「薬害を学ぼう」に名称を変更しました。内容については、従前のものから変更はありません。

平成29年度版のテキストは、平成29年度の中学3年生が対象となります。社会科や総合的な学習の時間等で補助教材として授業等で積極的に取り入れ、活用していただくようお願いいたします。

- **医薬品等による薬害を知るとともに、その発生の過程や社会的な動き等を学ぶことを通じて、今後、同様の被害が起こらない社会の仕組みの在り方等を考えることを目的としています。**
 - 学習を通じて、生徒が課題を解決するために必要な思考力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うのにも役立つものと考えられます。
- **教員用「指導の手引き」、「指導の手引き簡略版」、「薬害を学ぼう」の視聴覚教材を同封しています。**
 - 「指導の手引き」及び「指導の手引き簡略版」は、学習指導要領との関係、授業の流れの例、指導上のポイントなどから構成されています。授業を行うに当たっての参考としてください。
 - 視聴覚教材については、「薬害を学ぼう」の構成に沿って、これまでの歴史や被害者の方々の声などを収録しています。全編通しても、また、部分的にも使用できるようにしています。

教材の活用に当たっての留意点は、以下のとおりです。

(1) 学習指導要領等との関連について（同封の「指導の手引き」参照）

この教材は、中学校学習指導要領との関係では、主に社会科（公民的分野）における消費者の保護に関する内容などに関連します。

(※)アンケート結果では、「消費者の保護」以外では、例えば「人権」や「公害」に関連させて活用している例が多くなっています。

なお、この教材は、保健体育（保健分野）における医薬品の適正使用に関する内容とも関連しますが、薬物乱用等の問題との混同がないよう、ご注意ください(※)。

(※)薬物乱用は、違法な薬物（大麻、覚醒剤等）の乱用がもたらす健康被害の問題です。

薬害問題は、患者が法律上の承認を受けた医薬品を使用したにもかかわらず、健康被害が拡がってしまった問題です。薬物乱用＝薬害問題という誤ったイメージが伝わらないようご注意ください。

(2) 教材の活用事例について

これらの教材は、各校の創意工夫によりご活用していただくことを想定していますが、

活用事例を以下の厚生労働省ホームページに掲載していますので、ご参考下さい。

このホームページに掲載しているワークシートを、テキスト及び指導の手引きと併せて配布しています。配布しているのは、1～2時間程度授業で活用していただくことを想定したのですが、ホームページには3時間程度の活用を想定したワークシートも掲載しています。両方ともワード形式となっており、授業時間や取組内容に併せて、編集していただくことが可能です。

<厚生労働省ホームページ「薬害を学ぼう」>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

※ 上記アドレスから、指導の手引き、視聴覚教材、ワークシートをダウンロードできます。

なお、この教材の授業等における活用方法を、今後とも厚生労働省ホームページ等を通じて周知を図ることとしておりますので、教材の活用方法として参考となると考えられる事例について、厚生労働省まで随時、情報提供いただきますようお願いいたします。

※ 内容に応じて、ホームページへの掲載等をさせていただきます。

(3) 特別支援学校等における活用について

特別支援学校等においては、この教材を授業等で使用することが困難な場合もあると想定されます。学校や生徒の状況等に応じて、可能な範囲でご活用下さい。

【参考】

① 厚生労働省のホームページには、ワークシートの他にも、関連サイトの情報やこの教材を作成した検討会の資料なども掲載されています。
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/>)

② 以下のポータルサイトにも、本件が掲載されています。

- ・ 文部科学省のホームページ「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」
(<http://kakehashi.mext.go.jp/>)
- ・ 消費者庁のホームページ「消費者教育ポータルサイト」
(<http://www.caa.go.jp/kportal/index.php>)

③ 授業の実施に当たり、地域の薬剤師会や被害者団体等の関係団体と連携していただくことも考えられますが、全国薬害被害者団体連絡協議会（薬被連）においては、講師派遣を行っていますので、お知らせいたします。

<薬被連問い合わせ先>

【メール（講師派遣窓口専用）】 yakuhiren.lecturer@gmail.com

【薬被連窓口】 財団法人いしずえ（サリドマイド福祉センター）

〒153-0063 東京都目黒区目黒1-9-19

（電話）03-5437-5491（FAX）03-5437-5492

※講師派遣を要請する場合は、上記の専用アドレスにて依頼して下さい。

<連絡先>

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課 医薬品副作用被害対策室
直通：03-3595-2400 FAX：03-3501-2052